



ルールを守って・安全運転!

自転車の正しい通行位置を知っていますか？

歩道がない場合



自転車は車両です。
車道の左側を通行
するのが原則です。

歩道がある場合



歩道の通行が可能です。
歩道では、歩行者優先で車道寄りを
徐行しなければなりません。

自転車道がある場合



自転車道を通行しな
ければなりません。

歩道に
の標識がある場合



※歩道では双方向の通行が可能ですが、安全性向上の
ため自動車と同じ方向に通行しましょう。

自転車の歩道通行には制約があります

歩道と車道の区別がある道路では自転車は車道の左側を通行しなければなりません。

ただし、次の場合は歩道の車道寄りを通行することができます。



歩道に「普通自転車歩道通行可」の
標識がある場合

運転者が幼児・児童(13歳未満)、
高齢者(70歳以上)、車道通行に
支障がある身体障害者の場合

安全のために、歩道を
通行することがやむを得ない場合

自転車に関わる主な違反とその罰則*

3ヶ月以下の懲役・5万円以下の罰金



5万円以下の罰金



2万円以下の罰金・料



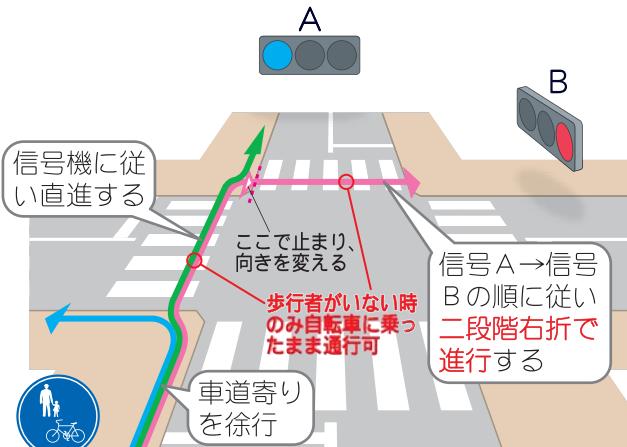
交差点の正しい通行方法を知っていますか？

1

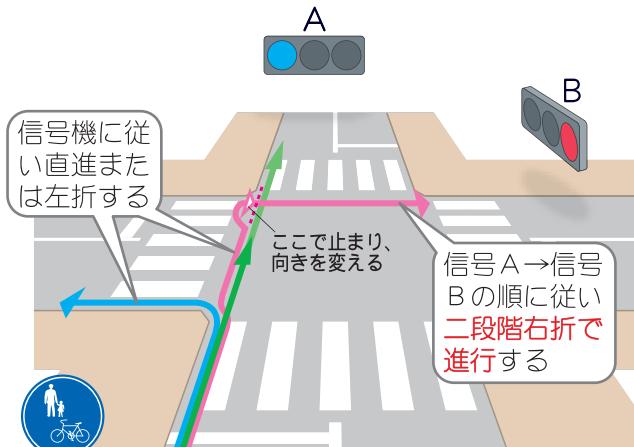
車両用信号機のみの交差点



●車両用信号機に従う

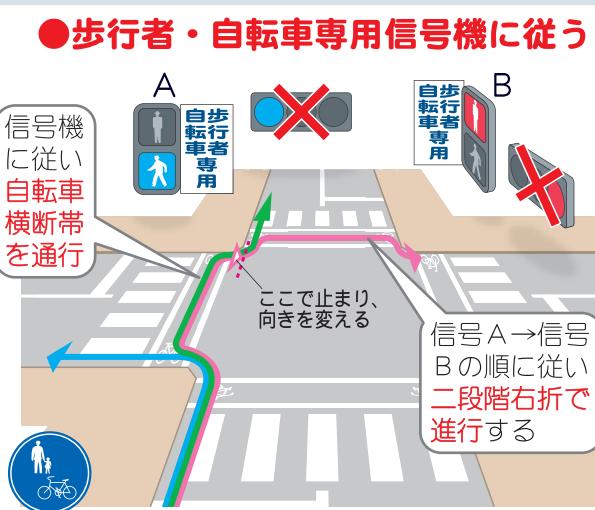
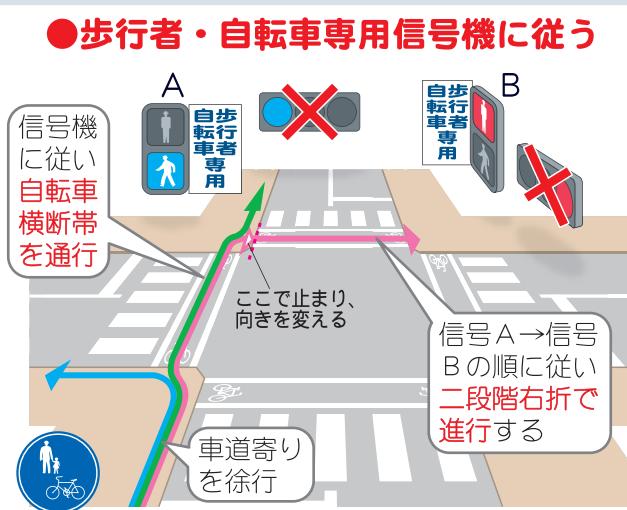


●車両用信号機に従う



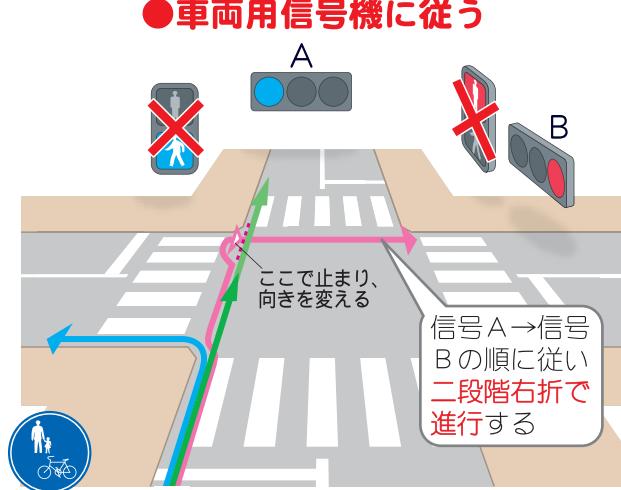
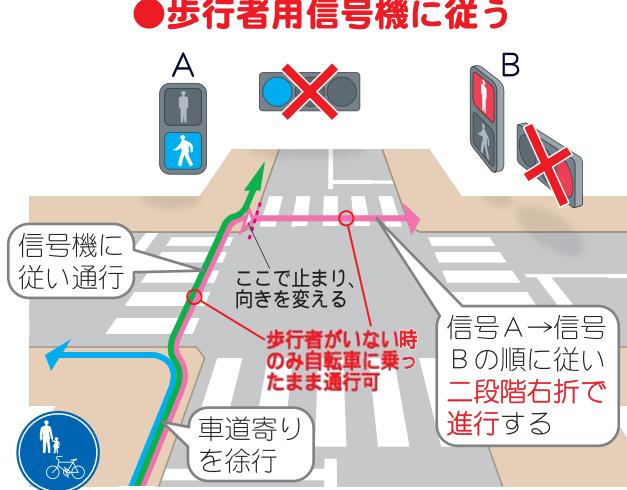
2

歩行者・自転車専用信号機、
自転車横断帯がある交差点



3

歩行者用信号機、
車両用信号機がある交差点



4

歩車分離信号機がある交差点

1 ~ 3 と同様に通行してください。

豊田市

